

無保険状態の子供に対する対策について

平成21年 1月 9日

平成20年12月19日に改正国民健康保険法が成立しましたが、法施行が4月1日となることから、その間、改正法の主旨を尊重し、早急に子供の無保険状態を解消するために、資格証明書を発行している世帯の中学生以下の子供に対して、有効期限を3月31日までとする個別の短期被保険者証を2月1日付けで発行します。

1 現在までの取組み

- 11月10日 250世帯に相談勧奨の文書発送
- 11月11日～18日 相談受付
- 11月19日～28日 212世帯を夜間訪問
- 12月11日 137世帯に文書催告発送
(子供が病気等にかかった場合緊急的対応とる旨を記載)
- 12月11日 保健給食管理課長を通じ、各学校にも緊急的対応をとる旨を通知

2 世帯数及び人数

区分	中学生以下 世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数	中学生以下 人数計
11月10日 調査開始時	250	108	199	92	399
11月30日 調査終了時	148	66	114	60	240
12月11日 現在	137	47	71	65	183
1月 5日 現在	252	119	186	95	400

連絡先 国民健康保険課
内線 2060
担当 宮原 谷口